

令和元年11月26日(火)

令和元年第12回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和元年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、7番：長濱国博委員、8番：川満里志委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明
と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は14件でございます。
受付番号1番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から14番は、別紙参考資料1ページから14ページの調査書のと
おり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港からファームポンド向けの圃場整備土地でサトウキビ栽培農家です。譲渡人より譲受人へ圃場の交換要請であります。

受付番号2番の場所は、伊良部高校から白鳥公園向けに位置して、サトウキビ栽培農家です。1番と2番の土地の交換用地です。

議長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、植物園西側300㎡に位置し、譲受人は農業経営の開始でサトウキビ栽培農家です。

受付番号4番の場所は、新城海岸（大牧地区）に位置し、吉野公民館から北側1kmに位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の植え付けです。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、保良公民館から300㎡東側に位置し、土地が譲受人の土地の隣であるため購入してサトウキビ栽培をすることです。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

与那覇推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古地区農業共済組合から高野方向600㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、城辺七又のメガソーラー施設の南西方向500mに位置し、譲受人は葉たばこ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、野原越公民館の西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、咲田川公園東側500mに位置し、譲受人はカボチャ等の野菜栽培農家です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、来間島の保良畜産のサイロから200mに位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、上野県営住宅から城辺花切方向に位置し、譲受人は農業経営の開始で両親と一緒にサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号12番と13番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。譲渡人が農業経営出来ない状況なので、譲受人が購入してサトウキビ栽培するということです。
受付番号13番の説明をいたします。譲受人はカボチャ・オクラ等の栽培です。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、大栄生コンから西側へ500mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

受付番号3番について、質問します。譲受人はハーベスターを所有して5年ぐらいあるけど、農業経営の開始と申請されていますが、どういうことですか。

砂川事務局：

譲受人は個人では土地は持っていないので今回、購入して農業経営の開始という申請です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号15番と16番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号15番と16番は、別紙参考資料15ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、高野集落から北側（増原地区）に位置し、譲受人は譲渡人とは義兄弟であり、譲渡人の機械等を使用してサトウキビ栽培をするということです。

議 長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。譲受人はこれまでもこの土地を小作していましたが、譲渡人からの申出により賃貸借の申請であります。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号15番と16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は9件でございます。
受付番号17番から25番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号17番から25番は、別紙参考資料7ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号17番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。
受付番号1番から5番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、中休み給油所から宮古製糖城辺工場向けに位置し、譲受人は機械等も一式そろって、問題なくサトウキビ栽培が出来ます。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、東急ホテル西側200㍍に位置し、譲受人はサトウキビ栽培経営農家です。

議 長：次に受付番号3番と4番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、山根集落からドイツ文化村方向100㍍に位置し、譲受人は株出し管理でトラクター・ブルトラ等を所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から新里部落方面に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地植え付け管理です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局よりお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号5番の説明をいたします。説明に関しては、参考資料1ページから10ページを参照して下さい。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古製糖城辺工場から北側600㍍に位置し、譲受人はこれまでは葉たばこ農家ですが、サトウキビ栽培もするということです。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良の教会の東側30㍍に位置し、譲受人は新規就農で野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城辺小学校の裏側に位置し、サトウキビ栽培です。譲受人は機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、友利集落海岸線を七又（ムイガー）方向に位置し、譲受人は野菜栽培です。

議 長：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、上野線平良向けの高千穂（心）から下地向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下地川満部落の宮古島市最終処分場の北側に位置し、譲受人は野菜栽培です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、旧下地農協畜舎の東側300mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、大嶺公民館から東側交差点方面に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ栽培です。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第5議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長浜委員：

譲受人は経営面積が0の申請ですが、経営面積がなくても申請できるんですか？

新垣事務局：

譲受人は認定農業者として登録されているので、申請されています。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から4番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いします。

砂川委員：

現地調査の報告をいたします。令和元年11月11日に調査員として、3番：野崎委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さん6人で、日程として午前10時から午後3時30分まで現地調査、その後、事務局にて調査内容についての調整会議を行い、4条申請6件、5条申請24件合計30件の調査結果として違反等は特に見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川集落北側国道沿いに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連単相棟数の宅地の連なった農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂川幼稚園の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、農業用施設として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、8番委員

川満委員：

転用計画の場合、農業用倉庫は200㎡の面積の確認届けがあるが、4条で申請されたのか？

上原事務局：

農業用倉庫として1筆全体を利用するということで申請されています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西中公民館の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、15番委員

仲里委員：

牛舎新築着工日の確認等の追跡調査はどうですか？

上原事務局：

畜舎完了時に完了届での提出を指導しています。

議 長：はい、11番委員

喜屋武委員：

畜舎建設時に汚水タンク建築とありますが、申請されているのか？

上原事務局：

汚水タンクについては、以前の補助事業で建設されています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、未来創造センター北側（高江洲タタミ店）に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、2番委員

久保委員：

当地区には、保育所の駐車場があるけど、

上原事務局：

当地番の765番地10は765番地1から分筆された地番で、そこに駐車場を新設ということです。

喜屋武委員：

計画書に記入するときは4条申請・5条申請と詳しく記載してほしいです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番と2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上野中学校敷地の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地で学校敷地・宅地等と連なった農地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、保良・西里線一週道路の大浦集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地でその他原野等に囲まれた農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、15番委員

仲里委員：

申請の採掘場所が海に近いけど、赤土防止申請はどうなりますか？

上原事務局：

申請地は鉱山法許可の申請と一緒に赤土防止も含まれた申請を受けています。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、24件でございます。受付番号1番から24番の説明をいたします。受付番号2番に関しては、書類不備のため保留とします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から24番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果並びに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古合同庁舎北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、2番委員

久保委員：

抵当権設定であるが最終的に抵当権込みで譲受人が購入するんですか？

川満事務局：

譲渡人が土地を手放して、きれいに整理するということです。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、未来創造センター北側・あさひ保育所東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地・用途地域第2種中層住居専用地域として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、城辺長間の丸国アルミ工場から北側300mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、13番委員

田名委員：

この案件は、先月も申請されていますが、周辺部落等の同意等は取れているのでしょうか。

上原事務局：

周辺部落からは4件の同意書を取っています。

田名委員：

4件だけではなくて、部落自治会長等の意見等も考慮して部落全体の同意書を取ってほしい要望です。

議 長：受付番号4番については、保留ということにいたします。

議 長：次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、沖縄綿久寝具株式会社の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん・宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、佐良浜集落西の鯖置団地の横に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他段差宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、添道集落北側のふれあいの里施設内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団既存施設の農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、狩俣集落入口に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地連たん建設、宅地・商業用施設等に連なった農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、ニャーツの沖縄銀行社宅西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、9番委員

松岡委員：

写真等では建設工事が進めれている状況ですが、説明を

上原事務局：

4ヶ月前の申請時に譲受人の妻への許可が出て、建設を開始したが、銀行等から夫との共同名義で賃貸するように協議されて、工事が止まった状況であります。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、久松小学校東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地等が連なった農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、宮古合同庁舎西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

15番委員

仲里委員：

譲受人の工事に関する着工日等の確認を確実にしてほしい。

上原事務局：

着工日等に関しては、現場確認等も行って確認しています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、砂川幼稚園東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団農地として判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号13番と14番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号13番と14番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム北側の上野線沿いに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番と14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号15番から17番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号15番・16番・17番の説明をいたします。場所は、前福多目的広場北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種宅地・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番から17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、保良・西里線一週道路（大浦集落）北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号19番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、平良港（トウリバー）北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号20番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、バイパス線 JA 宮古セルフ給油所西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号21番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号21番の説明をいたします。場所は、宮古工業高校入り口伊山産業前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号21番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号22番と23番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号22番・23番の説明をいたします。場所は、添道集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地と判断しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号22番と23番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号24番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号24番の説明をいたします。場所は、佐和田集落南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地として判断（一時転用）しました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、14番委員

仲里委員：

申請書には、利用設置計画では400台と記載されていますが、搬入先では800台とあるのはどうなっているのか？

上原事務局：資料の記入間違いです。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号24番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第9議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号8番となります。

先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第10議案第9号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明願いは、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を伊良部4区推進委員をお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。伊良部地域農業委員・推進委員でパトロールして表土が浅く岩盤があり、開墾できない状況であるため非農地としました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松漁港北側に位置し、11月5日に平良地区農業委員・推進委員でパトロールして、耕作出来ない状況と確認しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

久貝集落密集地に位置し、窪み等があつて原野化している状況でありました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、大浦西方原に位置し、農地として不向きであると判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、12番委員

奥浜委員：

宮古島市の海岸線と県道・国道間の道路付近はほとんど保安林になっていると思いますが、開発行為等は出来ないのではないですか。

川満事務局：

保安林担当のみどり推進課に確認したところ、現地は普通林で支障がないことを確認しました。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋の左側に位置し、パトロールした結果、現地等に車輛等が進入出来ない状況であることを確認しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からのご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

前泊委員：

農業に携わる会社等の参考資料を添付して勉強させてほしいです。

議 長：その他発言はありませんか。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和元年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会

令和元年11月26日（火）

会 長	芳 山 辰 巳
7 番委員	長 濱 国 博
8 番委員	川 満 里 志